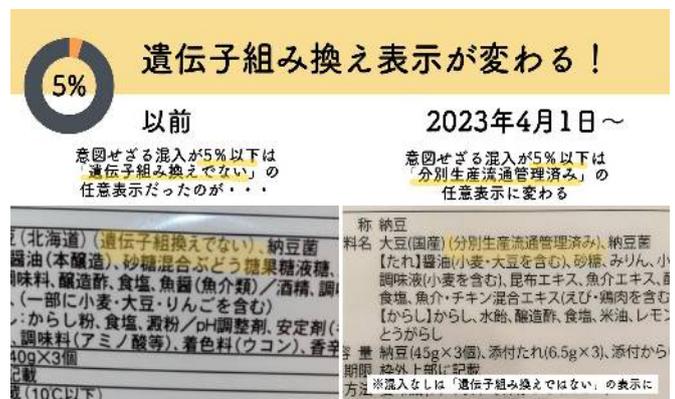


「遺伝子組み換え表示」が実質的に無理になったワケ

日本では、自分自身で食の安全を確かめる手段さえ、失われつつある。2022年3月、消費者庁は食品添加物の不使用表示に関するガイドラインを公表したが、それにより「無添加」「不使用」と表示するためのルールが厳格化された。このため、今後は食品のパッケージ等に「無添加」などと表示しづらくなってしまった。報道によると、消費者庁は添加物が入った食品の安全性が疑われかねない問題視したというが、まったくもって本末転倒な話だ。ちなみに遺伝子組み換え食品についても、食品表示のルールが変更される。これまでは、「分別生産流通管理をして、意図せざる混入を5%以下に抑えている」場合なら、「遺伝子組み換えでない」と表示できた。だが、2023年より、「遺伝子組み換えでない」と表示するためには、「分別生産流通管理をして、遺伝子組み換えの混入がない(不検出)と認められる」場合に限られることになる。一見、ルールが厳格化されるのは良いことのようにも思える。だが、現実問題として、輸入される穀物に、遺伝子組み換え作物が一切混じっていないと断言するのは困難である。そのため、ルール変更によって、国内の食品のほとんどは、「遺伝子組み換えでない」と表示できなくなる。するとどうなるか。

「遺伝子組み換え作物をたくさん使った食品」と「遺伝子組み換え作物を基本的につかっていない食品」を、食品表示によって見分けることが不可能になるのだ。つまり、このルール変更は、実質的に、遺伝子組み換え作物を作っている多国籍企業の利益を増すことになる。実際、このルール変更を要求していたのは、当の多国籍企業だとも言われている。



表示の無効化に負けなかったアメリカの消費者

乳牛に注射するボバインソマトロピンという薬剤がある。遺伝子組み換えによって開発された成長ホルモンの一種だが、これを牛に投与すると、牛乳の出が良くなり、収量が20%も増加する。しかし、薬品によって無理矢理牛乳を搾ることになり、当の乳牛は疲弊して、数年で用済みになってしまう。しかも、ボバインソマトロピンを投与した牛の牛乳では、インシュリン様成長因子が増加することが分かっている。

1996年、アメリカのがん予防協議会議長のイリノイ大学教授は、インシュリン様成長因子の大量摂取による発がんリスクを指摘した。また、1998年にも科学誌の「サイエンス」と「ランセット」にインシュリン様成長因子の血中濃度の高い男性の前立腺がんの発現率が4倍、インシュリン様成長因子の血中濃度の高い女性の乳がんの発症率が7倍という論文が発表されている。ちなみにこのインシュリン様成長因子だが、日本では牛への投与が禁止されているものの、使用したアメリカの乳製品は、日本に輸入され、消費されている。

当のアメリカ国民も、インシュリン様成長因子の使用に反対する行動を起こしている。アメリカの消費者は、乳製品にインシュリン様成長因子が使われているかどうか表示することを求めた。だが、先に見たように日本において遺伝子組み換え作物などの表示が実質的に無効にされてしまったように、多国籍企業と規制当局が結託して、インシュリン様成長因子の表示を実質無効にしてしまった。しかし、アメリカの消費者が、インシュリン様成長因子を使っていない生産者と協力して、使っている乳製品を排除するための大運動を始める。その運動の結果、ウォールマートやダノン、スターバックスといった企業が、インシュリン様成長因子を使用した乳製品の排除を表明することになった。

つまり、日本政府が多国籍企業と結託しようが、消費者が拒否すれば、危険な食品を排除することはできるのである。とはいえ、残念ながら日本の消費者の意識はまだまだ低いのではないかと。成長ホルモンであるエストロゲンをつかった牛肉の危険性についてはすでに述べたが、世界中でホルモンフリー牛肉のニーズが高まっている中、日本では議論すらされていないのが現実である。それどころか、日米貿易協定が2020年に発効し、アメリカ産牛肉の関税が大幅に引き下げられると、その最初の1か月のあいだに、成長ホルモンをたっぷり使用したアメリカ産牛肉の、日本における輸入額が1.5倍にもなったという。

食の安全を守るのは、一人一人の消費者自身だということを、日本人は肝に銘じなければならない。